

基本協定書（案） 修正箇所（2023/06/28）

修正箇所	修正前	修正後
P4 第 6 条 第 1 項	⑧その他の業務を実施する構成企業等に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとし、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業及びその他の業務を実施する構成企業等はそれぞれ上記各業務を受託し又は請け負う。	⑧その他の業務を実施する構成企業等に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとし、設計企業、建設企業、工事監理企業、 火葬炉企業、火葬炉運転企業 、維持管理企業、運営企業及びその他の業務を実施する構成企業等はそれぞれ上記各業務を受託し又は請け負う。
P4 第 6 条 第 2 項	第 1 項の定めるところに従って業務委託契約又は請負契約を受けた当事者は、前項に定める期限までに事業者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、かつ、当該契約の締結により受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。	第 1 項の定めるところに従って業務委託契約又は請負契約を受ける る 当事者は、 事業契約締結後速やかに 事業者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、かつ、当該契約の締結により受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。
P4～P5 第 6 条 第 4 項	第 1 項の定めるところに従って業務委託契約又は請負契約を受けた当事者は、第 2 項及び第 3 項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合であっても、各契約に定める条件を遵守させなければならない。また、第 1 項の定めるところに従って業務委託契約又は請負契約を受けた当事者は、第 2 項及び第 3 項の各契約に基づき受託した業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、建設工事発注業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。	第 1 項の定めるところに従って業務委託契約又は請負契約を受けた当事者は、 第 2 項 に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合であっても、各契約に定める条件を遵守させなければならない。また、第 1 項の定めるところに従って業務委託契約又は請負契約を受けた当事者は、 第 2 項 に基づき受託した業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、建設工事発注業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

<p>P5 第7条 第1項</p>	<p>代表企業は、構成企業等を統括し、構成企業等をして、事業者に対し、本業務のうち前条第2項及び第3項に基づき構成企業等が受託し又は請け負った業務につき、法令、入札説明書等、要求水準書及び事業者提案に従って誠実に履行させるとともに、事業者をして、入札説明書等、要求水準書及び事業者提案に従って誠実に履行させる義務を負う。</p>	<p>代表企業は、構成企業等を統括し、構成企業等をして、事業者に対し、本業務のうち前条第2項に基づき構成企業等が受託し又は請け負った業務につき、法令、入札説明書等、要求水準書及び事業者提案に従って誠実に履行させるとともに、事業者をして、入札説明書等、要求水準書及び事業者提案に従って誠実に履行させる義務を負う。</p>
<p>P5 第7条 第2項</p>	<p>構成企業等は、前条第2項及び第3項に基づき当該構成企業等が受託し又は請け負った業務の範囲内で、事業者が市に対して負担する債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。</p>	<p>構成企業等は、前条第2項に基づき当該構成企業等が受託し又は請け負った業務の範囲内で、事業者が市に対して負担する債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。</p>
<p>P6 第9条 第3項</p>	<p>構成企業等は、事業者から第6条第3項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。</p>	<p>構成企業等は、事業者から第6条第2項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。</p>
<p>P6 第9条 第4項</p>	<p>構成企業等が、事業者から第6条第3項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。</p>	<p>構成企業等が、事業者から第6条第2項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。</p>

<p>P6 第9条 第5項</p>	<p>市は、構成企業等が、事業者から第6条第3項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、落札者に対し、事業者をして当該構成企業等において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、当該構成企業等に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。</p>	<p>市は、構成企業等が、事業者から第6条第2項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、落札者に対し、事業者をして当該構成企業等において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができる。</p>
<p>P6 第9条 第5項 第2号</p>	<p>構成企業等が事業者から第6条第3項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>構成企業等が事業者から第6条第2項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。</p>
<p>P8 第13条</p>	<p>構成企業等は、事業契約締結後において、本入札手続に関し、第8条第5項及び第9条第6項のいずれかの事由が生じたときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、落札価格の100分の10に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成企業等が第8条第5項及び第9条第6項のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする事業契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年（1949年）法律第256号）</p>	<p>削除</p>

	<p>に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を市に支払う。</p> <p>2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の賠償金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について落札者に損害賠償請求を行うことができる。</p>	
<p>P8～P9 第14条～ 第15条</p>	<p>第14条 第15条</p>	<p>(繰下げ) 第13条 第14条</p>
<p>P9 第16条</p>	<p>第16条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約が成立した日までの期間までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。</p> <p>2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第14条の規定の効力は存続する。</p>	<p>第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約が成立した日までの期間までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。</p> <p>2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条の規定の効力は存続する。</p>
<p>P9 第17条～ 第18条</p>	<p>第17条 第18条</p>	<p>(繰下げ) 第16条 第17条</p>